

# 令和5年度 土木建築委員会 県外所管事務調査の概要

◆調査日程 令和5年9月4日（月）～6日（水）

## ◆調査先・調査内容

### ①国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所（岡山県倉敷市）

調査内容：西日本豪雨災害からの復旧・復興について

岡山県では、平成30年7月豪雨災害により県西部を流れる一級河川の高梁川、その水系の小田川において堤防の決壊や越水などが発生し、浸水戸数約4,600棟となるなど甚大な被害を受けた。

これを受け、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所が、緊急対策工事と復旧工事を実施した。国、岡山県及び倉敷市によって再度災害防止を図るべく真備緊急治水対策プロジェクトを立ち上げ、ハード面では小田川合流点の付け替え事業や堤防強化、ソフト面ではハザードマップの作成及び周知や防災教育の普及など防災・減災の取組を進めている。小田川の付け替え事業では、集中投資と施工方法の見直しにより工期が当初より5年前倒しとなるなど強靱化の取組が推し進められている。本県でも頻発化、激甚化する豪雨災害による被害を受けており、近年では令和2年7月豪雨災害などにおいて甚大な被害を受けたところである。

今回の調査では、国土交通省中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所から災害発生後から復旧、本工事までの経過についての説明を受けるとともに、工事現場を視察した。

<主な質疑等>

- ・河川の付け替え後の事業効果について
- ・工期の前倒しによる周辺事業への影響と予算の関係について
- ・河川の付け替え事業の計画期間について



## ②あちてらす倉敷（倉敷市阿知3丁目東地区第一種市街地再開発事業）（岡山県倉敷市）

### 調査内容：都市景観及び防災の取組について

あちてらす倉敷とは、JR倉敷駅の南側に位置しマンション、ホテル、商業施設などが入居する複合施設である。

当該施設がある地区（倉敷市阿知3丁目東地区）は、もともと道路幅員が狭く、低層木造老朽住宅が密集するなど防災面で課題を抱えていた。そうした中、地元住民が声を上げ、平成6年にまちづくり協議会を設立し再開発に向け動き出した。その後、平成21年の倉敷市景観計画の策定などもあり、二度の都市計画の変更を経て、令和3年に当該施設はオープンした。

再開発事業にあたっては、防災性の強化や景観への配慮、にぎわいの創出など地元住民の声を取り入れた取組となっている。その取組もあって当該施設は、公共空間と建物が一体となって優れた都市景観が形成され、市民が十分に活用して地域の活性化が図られている地区を対象とした令和4年度国土交通省都市景観大賞にて優秀賞を受賞している。

今回の視察では、施設の概要や都市景観及び防災の取組について説明を受けるとともに、同施設内を見学し調査を行った。

#### <主な質疑等>

- ・公共空地について
- ・再開発事業にあたって苦労した点について
- ・これからのにぎわいの創出について
- ・コロナ禍における交流について
- ・防災の機能について





### ③本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センター（広島県尾道市）

#### 調査内容：橋梁等の点検管理におけるデジタル技術の活用について

本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センターは、西瀬戸自動車道のうち西瀬戸尾道インターチェンジから大三島インターチェンジまでの約22.9キロメートルの区間を管理しており、その管理区間では因島大橋をはじめ四つの橋梁を維持管理している。

当該会社では、人口減少社会における持続可能な高速道路及び200年橋梁に向け、高速道路事業の高度化・効率化を推進しており、保全業務では点検作業の自動化やAIの活用による診断・判定、ロボットによる点検など作業のデジタル化等に取り組んでいる。

本県でも人口減少が続く中、橋梁をはじめとしたインフラ施設の長寿命化を図っていくにあたり、デジタル技術の活用は大変重要となってくることから、当該会社の取組を調査することとした。

今回の視察では、本州四国連絡高速道路株式会社しまなみ尾道管理センターにおける因島大橋の維持管理の実際や橋梁等の点検管理におけるデジタル技術の活用について説明を受けるとともに、因島大橋に使用されているケーブル等の展示模型を見学し調査を行った。

#### <主な質疑等>

- ・橋梁におけるケーブルの耐用年数等について
- ・橋梁の防食や耐震補強について
- ・開発した技術の特許取得について
- ・ケーブルの画像点検におけるAI技術の導入について



#### ④国土交通省中国地方整備局広島西部山系砂防事務所（広島県広島市）

##### 調査内容：豪雨災害に係る被災箇所の復旧、強靱化対策について

国土交通省中国地方整備局広島西部山系砂防事務所は、土砂災害防止法の制定の契機となった平成11年6月29日の土砂災害を受けて、平成13年度から土石流による人的被害、家屋被害、重要な交通網の途絶などの被害を軽減することを目的として国直轄の砂防事業を行っている。当該地域は雨で崩れやすい、まさ土の土地が多く、山裾まで住宅地の開発が進んでいるため、過去から土砂災害が繰り返し発生しており、近年では平成26年8月20日豪雨災害、平成30年7月豪雨災害などで多くの方が犠牲となった。

本県でも頻発化、激甚化する豪雨災害により、近年では令和2年7月豪雨災害などにおいて甚大な被害を受けたところである。また、土砂災害防止法に基づく土石流に係る警戒区域の指定状況は、令和5年3月31日時点で5,899区域であり、ハード・ソフト両面からの取組を推し進めていく必要がある。

今回の調査では、国土交通省中国地方整備局広島西部山系砂防事務所から豪雨災害に係る被災箇所の復旧、強靱化対策について説明を受けるとともに、完成した砂防堰堤を視察した。また、令和5年9月1日に開館した広島市豪雨災害伝承館を見学し、被災者の体験談などを伺った。

##### <主な質疑等>

- ・土砂災害警戒区域の位置付けについて
- ・対策工事の優先度について
- ・県事業分とのすみ分けについて
- ・地元住民への危険箇所の周知について

